

給水停止実施指針

(趣旨)

第1条 この指針は、水道法（昭和32年法律第177号）第15条第3項および函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき実施する給水停止（条例第28条に規定する水道料金を指定期限内に納入しないときに実施する場合に限る。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(給水停止の対象)

第2条 給水停止の対象となる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 水道料金を1期以上滞納している者
- (2) 別記第1号様式の納入確約書の提出により分割納入を認めた者（以下「分割納入者」という。）について、当該納入確約書の指定期限までに納入がない者
- (3) その他公営企業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要であると認める者

(給水停止の執行)

第3条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は給水停止を執行するものとする。

- (1) 函館市水道料金徴収事務処理要領第12条の規定による給水停止予告通知書（以下「予告通知書」という。）の送達を受けた者が給水停止を執行する日の前日までに、給水停止の対象となった水道料金（以下「対象金額」という。）を納入しない場合または分割納入の申し出がない場合
- (2) 分割納入者が給水停止を執行する日の前日までに、対象金額を納入しない場合

2 前項の規定により給水停止を執行する日は、予告通知書の送達を受けた者は予告通知書を送達した日から起算して7日を経過した以後の日とし、分割納入者は納入確約書の指定期限を経過した以後の日とする。

3 管理者は、給水停止を執行したときは、別記第2号様式の給水停止書により給水停止の執行を受けた者に通知するものとし、給水停止書の送達は、交付送達によるものとする。

(給水停止の執行の中止および延期)

第4条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は給水停止の執行を中止するものとする。

(1) 予告通知書の送達を受けた者が給水停止を執行する日の前日までに、分割納入の申し出をした場合

(2) 予告通知書の送達を受けた者または分割納入者が休止停止の執行までに対象金額を納入したことを確認できた場合

(3) その他管理者が特に必要であると認める場合

2 管理者は、積雪等や気象状況その他の理由により給水停止を執行することが適当でないと認める場合は、給水停止の執行を延期することができるものとする。

(給水停止の解除)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は給水停止を解除するものとする。

(1) 給水停止の執行を受けた者が対象金額を納入したことを確認できた場合

(2) その他管理者が特に必要であると認める場合

附 則

この指針は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

納入確約書

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長 様

住所

期日までに支払いが無い場合は、即時、給水を停止いたします。

氏名

印

TEL

代理人
住所

氏名

印

TEL

私(当社)の未納水道料金等を下記の分納計画により完納することを確約いたします。
 なお、確約期日までに支払いできない場合は、函館市水道事業給水条例第38条の規定による給水停止を受けても異議はありません。
 また、新たに発生する水道料金等についても、完納するまで計画に従って、お支払いいたします。

年度	年	月分	～	年度	年	月分	お客さま番号	ID	水道料金・下水道使用料
									円
									円
									円
									円
									円
							計	(A)	円
							本日の支払金額	(B)	円
							未納額	(A)-(B)	円

支払方法		
集 金 (午前・午後 時頃)		
納付書	企業局窓口	

支払金額	支払開始月	特記事項
毎月 円	月 から 毎月 日	
毎月 期		

備考	
----	--

給水停止書

お客さま番号

様

年 月 日 給水停止予告通知書によりお知らせしましたが、指定納入期限までに滞納料金全額のお支払いがないので、やむを得ず本日給水を停止しました。

至急、本状をご持参のうえ、函館市水道お客さまセンター（末広町5番14号 アクロス十字街内）または函館市水道お客様センター東部営業所（新浜町156番地1 榎法華支所内）でお支払いください。

なお、開栓は入金確認後数時間を要します。

滞納料金合計金額（給水停止対象）	円
未納となっている料金の総額	円

お客さま番号	ご使用住所	ご使用月分	滞納期数	滞納金額

※ 開栓条件

○滞納料金合計金額の全額をお支払いいただきます。

※ ご注意

○給水の停止は、函館市水道事業給水条例第38条の規定に基づき行うものです。

○給水の停止により、お客さまに損害が生じても、当局は一切その責任を負いません。

○無断使用をした場合は、函館市水道事業給水条例第40条第2号に基づき5万円以下の過料が科せられます。

平日の午後4時以降、土・日曜日および祝日は、開栓いたしません。

<受付時間> 平日 午前8時45分から午後4時00分まで

<連絡先> 函館市末広町5番14号 アクロス十字街内
函館市水道お客さまセンター

電話（0138）27-8734

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長

給水停止書

お客さま番号

様

年 月 日 納入確約分のお支払いがないので、やむを得ず本日給水を停止
しました。

至急、本状をご持参のうえ、函館市水道お客さまセンター（末広町5番14号 アクロス十字街内）
または函館市水道お客様センター東部営業所（新浜町156番地1 榎法華支所内）でお支払いくだ
さい。

なお、開栓は入金確認後数時間を要します。

滞納料金合計金額（給水停止対象）	円
未納となっている料金の総額	円

お客さま番号	ご使用住所	納入確約対象回数	滞納金額

※ 開栓条件

○滞納料金合計金額の全額をお支払いいただきます。

※ ご注意

○給水の停止は、函館市水道事業給水条例第38条の規定に基づき行うものです。

○給水の停止により、お客さまに損害が生じても、当局は一切その責任を負いません。

○無断使用をした場合は、函館市水道事業給水条例第40条第2号に基づき5万円以下の過料が科せられます。

平日の午後4時以降、土・日曜日および祝日は、開栓いたしません。

<受付時間> 平日 午前8時45分から午後4時00分まで

<連絡先> 函館市末広町5番14号 アクロス十字街内
函館市水道お客さまセンター

電話（0138）27-8734

年 月 日

函館市公営企業管理者 企業局長